

5	年	保	存
令和12年3月31日満了			

F N o . - 01010802

崎 務（企）第 6 3 5 号

崎 務（人一）第 9 4 0 号

崎 地（企）第 4 0 0 号

令 和 7 年 3 月 1 4 日

各 所 属 長 殿

長 崎 県 警 察 本 部 長

警部交番所長の運用について（通達）

警部交番所長については、「警部交番所長の運用について（通達）」（令和2年3月3日付け崎務（企）第92号ほか。以下「旧通達」という。）に基づき運用しているところ、この度、所要の見直しを行い、令和7年3月24日から下記のとおり運用することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、本通達の発出に伴い、旧通達は、同月23日限りで廃止する。

記

1 警部交番所長配置の目的

事件・事故の発生状況、地理的条件、交通環境、伝統・文化・行事等の地域的関連性、地域住民の要望・意見等を総合的に判断し、複数の交番・駐在所の業務管理、人事管理などを業務とする交番所長を配置することにより、地域警察業務の効率的かつ効果的な運用を図ることを目的とする。

2 警部交番所長配置の根拠規定及び配置交番

(1) 根拠規定

長崎県警察の組織に関する規則（平成14年長崎県公安委員会規則第4号）第126条第1項に規定する交番所長を根拠とする。

(2) 配置交番

ア 長崎警察署矢上交番（平成17年4月1日配置）

イ 雲仙警察署雲仙北交番（平成18年4月1日配置）

3 警部交番所長の権限等

(1) 権限

警部交番所長は、当該交番の事務を処理し、(2)イに示す交番・駐在所（以

下「警部交番所長指揮交番等」という。)で勤務する地域警察官を指揮監督するほか、同地域警察官の業務管理及び人事管理上の責任を負うものとする。

(2) 活動等

警部交番所長の活動等は、長崎県警察の組織に関する規則及び長崎県地域警察の運営に関する訓令（令和6年長崎県警察本部訓令第24号）に定めるもののほか、次のとおりとする。

ア 警部交番所長の勤務制は、長崎県警察職員の勤務時間等に関する訓令（平成13年長崎県警察本部訓令第22号）第2条第3項第1号に掲げる毎日勤務とする。

イ 矢上交番に勤務する警部交番所長にあつては矢上交番、立山交番、中川交番、田上交番、西山交番、橘交番及び古賀町交番の活動を、雲仙北交番に勤務する警部交番所長にあつては雲仙北交番、愛野交番、多比良交番及び吾妻警察官駐在所の活動を統括する。

なお、警部交番所長は、巡回連絡を実施する担当区域である「受持区」を持たないものとする。

ウ 警部交番所長は、署地域課長が地域課全体の事務を掌理の上、警部交番所長を始めとする警部交番所長指揮交番等で勤務する地域警察官を指揮監督できることに留意し、常日頃から署地域課長と緊密な連携を図るものとする。

また、事件・事故等の初動対応に間隙を生じさせないように署の各主管課長等とも緊密な連携を図るものとする。